

第 1 3 回臨時委員会会議録

教育長職務代理者) 開会宣言

本日、福岡教育長が欠席のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 3 条第 2 項に基づき、教育長職務代理者として議事の進行を行います。

教育長職務代理者) 会議成立の宣言

教育長職務代理者) 会議録署名委員の指名（森川委員）

教育長職務代理者) ここでお諮りいたします。

第 1 7 号議案「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づく意見聴取について」ですが、意思形成過程の情報と位置付くものであるため非公開で行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

<異議なしの声>

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

また、専決報告第 1 7 号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」ですが、市議会提出議案のため、非公開で行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

<異議なしの声>

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

あわせて、審議の順番ですが、傍聴者は退席することになりますので、本臨時会の後半に審議を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

<異議なしの声>

御異議なしと認めそのように決定いたします。

教育長職務代理者) それでは、審議に入ります。

はじめに、日程第1、第15号議案「令和5年度芦屋市立小中学校教職員異動方針について」を議題とします。

提案説明を求めます。

教職員人事担当課長) <議案資料に基づき概略説明>

教育長職務代理者) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

資料の何ページを見たらよく分かりますでしょうか。

教職員人事担当課長) 2ページの異動方針になります。

森川委員) 今の芦屋市立小中学校教職員異動方針の2の実施要領(1)配置換えの①ですが、文章の意味について教えていただきたいです。「現任校の勤務年数が3年以上の者については、原則として異動の対象とする。なお、現任校に引き続き10年以上の者については、特に配慮する。(再任用・定年引上げも視野に入れる)」とありますが、「特に配慮する」とは何に配慮しようとする事なのか。「再任用・定年引上げも視野に入れる」とは、何について視野に入れるのでしょうか。

教職員人事担当課長) 「特に配慮する」は、10年以上の先生方には優先的に異動させるところでの配慮です。

再任用があるので、残り1年残して異動した後でも再任用の意思があるかどうかを確認しながらの異動を考えております。

森川委員) 分かりました。

極楽地委員) 今年度、県の変更に伴って芦屋市も変更されるということですが、変わった点は具体的にはどの部分になりますか。

教職員人事担当課長) 3ページを御覧いただきたいと思います。県が、Ⅲ番の

1 番の（3）「定年引上げ」が追記されました。それに伴って
芦屋市も先ほど提案させていただいたとおり「定年引上げも」
も踏まえさせていただいております。

極楽地委員）　　では、2の（1）の①「定年引上げも視野に入れる」とい
う一文が追加されるという認識でよろしいでしょうか。

教職員人事担当課長）　　はい、そのとおりです。

河盛委員）　　昨年もこういうものがあったのですが、こういう運営規程
があるが、実際10年以上の方は現時点ではどれくらいおられ
るのですか。

教職員人事担当課長）　　現時点で10年以上現在校にいる方は、小学校では13名、
中学校では17名となっております。

また、小学校の場合は特に産休・育休に入っている方も含め、
10年以上の方も多くなっている状態で、産休・育休の方は異
動対象外となりますので、このタイミングで異動させるのは難
しい方もおります。

あと、中学校が多くなったのは、各教科の絡みと、極力、
2年生から3年生へ上がるタイミングで担任の先生を替えるの
は子どもにとってよくないだろうというところで、異動が難し
い状況になっております。

極楽地委員）　　もう1点よろしいですか。今、10年以上の先生方もいら
っしゃると思います。優先的ではありますが、希望は聞かれて
いるのでしょうか。

教職員人事担当課長）　　希望は例年12月1日から聞いて、それを基に異動を考えて
いくところになっております。

極楽地委員）　　ありがとうございます。

教育長職務代理者)

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおりと決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

〈第15号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教育長職務代理者)

続いて、第16号議案「芦屋市立美術博物館協議会委員の委嘱について」を議題とします。

提案説明を求めます。

生涯学習課長)

〈議案資料に基づき概略説明〉

教育長職務代理者)

説明が終わりました。質疑はございませんか。

極楽地委員)

再任について、何期までという最大の制限はあるのでしょうか。

生涯学習課長)

附属機関の委員につきましては、原則としまして10年までとなっております。

極楽地委員)

ほかの委員さんについてもそれぞれ設定が異なるという認識でよろしいでしょうか。

生涯学習課長)

芦屋市全体の規定でそのような取り決めがございます。

極楽地委員)

では、共通で委員は10年までということですね。

生涯学習課長)

はい。

教育長職務代理者)

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおりと決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

〈第16号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教育長職務代理者) 次に、日程第2、専決報告第15号「芦屋市いじめ問題対策審議会特別委員の委嘱について」を議題とします。

提案説明を求めます。

学校教育指導担当課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教育長職務代理者) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

極楽地委員) 今回2名、弁護士の方が特別委員で追加されると思うのですが、選定はどのようになされたのでしょうか。

学校教育指導担当課長) 兵庫県弁護士会に推薦依頼をかけまして、選ばれた2名を特別委員としております。

極楽地委員) ありがとうございます。

教育長職務代理者) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認されました。

〈専決報告第15号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教育長職務代理者) 続いて、専決報告第16号「芦屋市青少年問題協議会委員の委嘱について」を議題とします。

提案説明を求めます。

青少年愛護センター所長)

〈議案資料に基づき概略説明〉

教育長職務代理者)

説明が終わりました。質疑はございませんか。

極楽地委員)

質問ではなく意見になりますが、芦屋市PTA協議会ですが、小学校と中学校11校による輪番制になっていまして、毎年役員が交代するので、このように4月や10月、11月など、役員交代の際に委嘱していただいているのですが、できるだけ芦屋市PTA協議会としましても、OBの方を含めて推薦という形で、任期2年であれば2年できるように努めていきたいという思いもお持ちなので、そういった形で働きかけもしていきたいと思います。よろしく願いいたします。

青少年愛護センター所長)

ありがとうございます。

教育長職務代理者)

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認されました。

〈専決報告第16号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教育長職務代理者)

続いて、日程第3、報告第11号「令和5年芦屋市二十歳のつどい『二十祭』の実施について」を議題とします。

提案説明を求めます。

生涯学習課長)

〈議案資料に基づき概略説明〉

教育長職務代理者)

説明が終わりました。質疑はございませんか。

私たちは、オンラインで視聴する形になりますね。

生涯学習課長) はい。第8波も懸念されているところもございますので、昨年度と同様の形で、オンラインでの視聴でお願いしたいと思っております。

教育長職務代理者) 分かりました。

極楽地委員) 「二十祭」の愛称ですが、協議会で前回「二十祭」をどう読むかという議論があったと思いますが、「にじゅっさい」に決まってよかったなと思っております。本当に親しみやすいですし、分かりやすく、また華やかな印象もしますので、ネーミングもすばらしいと思います。

また、コロナ禍で少し出席率が下がっていたと思いますが、70%を超えてくるように、たくさんの方にお越しいただければいいなと思います。よろしく願いいたします。

森川委員) 基本的なところで申し訳ないですが、企画を委託された新二十歳チーム、これはどういうチームですか。

生涯学習課長) 毎年4月に広報誌を通じて広報をしまして、メンバーは二十歳の集いの対象となります二十歳の方に募集をさせていただきまして、例年、十数名のメンバーで構成されております。

また前年、その前の年、歴代の企画チームともつながりがございまして、そういったところでも助言などをもらいながら企画運営をしているところでございます。

森川委員) 分かりました。ありがとうございます。

極楽地委員) 例年、生徒会執行部のメンバーの方がされるケースが多いということですが、今年度も執行部の方がされる形でしょうか。

生涯学習課長) 私のほうで今年のメンバーが生徒会の関係かどうか、ちよっ

と把握はしていないところでございます。

極楽地委員) つながりて声をかけ合いながら、募っている、立候補されるという形ですね。

生涯学習課長) そうですね。

教育長職務代理者) 昨年度、私もオンラインで3部とも見せていただきましたが、大変すばらしかったです。よかったですと思います。今年もたくさんの方に出席していただいて、会が成功するように願っています。大変ですが、よろしく願いいたします。

極楽地委員) ユーチューブを拝聴される人数のカウントなども後でお聞かせいただけますと、参考になると思います。また御報告いただければと思います。

生涯学習課長) 承知いたしました。

極楽地委員) よろしく願いします。

教育長職務代理者) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

それでは、報告第11号「令和5年芦屋市二十歳のつどい『二十祭』の実施について」の報告を受けたものといたします。

教育長職務代理者) ただいまから非公開で審議いたします。

教育長職務代理者) 次に、日程第1、第17号議案「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」を議題とします。

〈非公開審議〉

〈第17号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教育長職務代理者) 次に、日程第2、専決報告第17号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制

定について」を議題とします。

提案説明を求めます。

教職員課長) (議案資料に基づき概略説明)

教育長職務代理者) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

きちんと読んでいないのだと思いますが、市立学校の管理職についても、これは当てはまりますよね。

教職員課長) 県費も含めて、全て対象になります。

教育長職務代理者) 管理職も61歳まで定年が延びるということによろしいですか。

教職員課長) そうです。

教育長職務代理者) 管理職のまま1年延びるということですか。

教職員課長) 管理職につきましては、同じ制度になります。ただ、管理職のポスト自体は60歳で、役職定年で下りていただく形になりますので、それ以降は管理職を外れたポストでの勤務になります。

教育長職務代理者) では、そこは管理職とよく話をして、どういうポストを希望するか等、希望を聞くなどの協議や、やり取りはあるのでしょうか。

教職員課長) 制度上、管理職を下りられた方については、管理職以外の一番上のポストへ配属されることになりますので、具体的な配属先はこれから県で協議されることにはなるとは思いますが、制度上、降任という形になりますので、この方だけは降任しないとか、そういう制度にはならないです。

教育長職務代理者) 分かりました。

河盛委員) 100ページにもありますが、「対象とならない10割職

員」とは、具体的にはどんな人のことをおっしゃっているのでしょうか。

教職員課長) これは、今回、7割に減額するように措置をした場合に、人の確保ができなくなるような特殊な職種は除外することができる規定がございます。

ただ、芦屋市の場合は、そういう規定は特に設けないこととしております。

河盛委員) 実際にはおられないということですか。

教職員課長) はい。全ての職員が7割に減額となっております。

河盛委員) 今後、そういう特殊なものがあったら、そういうこともありますということですか。

教職員課長) はい。例えば過疎地でお勤めの方であったり、人を確保するのが非常に難しい職種であったりした場合に指定されることが想定されています。今、現時点では想定はしていませんが、今後は、そういう職が出てくれば、条例を制定する形になろうかと思えます。

極楽地委員) 令和5年4月にこちらの条例が施行で、例えば今年や昨年の方は今の条例がベースになっていると思いますので、そこで何か差は出てこないのでしょうか。

教職員課長) 97ページの表を御覧ください。今年度退職される方については、60歳で退職されることとなります。この表で真ん中ぐらい、左から2列目、令和4年度です。昭和37年4月2日から昭和38年4月1日生まれの方がこれに該当するのですが、その方は60歳で定年退職。もう1年先に進むと、今回の制度が令和5年から導入されますので、もう1年上の方につきまし

では、従来の制度であれば令和5年に定年退職を迎えることだったのですが、1歳上がるので令和6年度に定年退職となり、段階的に延びていく制度となっています。

今回の制度導入以前も再任用の制度がございますので、65歳まで雇用は再任用という形で確保されていることとなります。

ただ、今回は定年が延長されて、そのままの身分で雇用がされる形になりますので、勤務条件等につきましては違った形となります。業務的にも、再任用の場合でしたら短時間もありますが、そういう形ではなく、フルタイムで働いていただく形が前提になります。

ただ、いろいろなライフスタイルというか、いろいろな部分がありますので、全ての方がフルタイムでなくて、これは制度導入後も、短時間で働きたい方については定年前短時間再任用制度を利用いただいて、1回退職いただいて、短時間で働くこともできます。結果としては、さほど大きな差はない、働き方を選択できる制度の設計になっています。

極楽地委員) 選択肢が増えるので、希望に合わせて働き方がある。選べるということですね。

教職員課長) はい。いろいろな働き方があるので、事前に前年度の間までは説明もさせていただく、情報提供することになっております。

極楽地委員) ありがとうございます。

教育長職務代理者) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認されました。

〈専決報告第17号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教育長職務代理者) 非公開での審議は終了いたしましたので、これより公開いたします。

〈非公開審議 終了〉

教育長職務代理者) 閉会宣言